

青少年に有害な雑誌・DVD(ビデオ)などの 自動販売機を置かせないために

～有害な社会環境から青少年を守りましょう～

- ◆自動販売機等でアダルト雑誌・アダルトDVD(ビデオ)を販売・貸付けすることは禁止されています。
- ◆ジュースなどの自動販売機を設置すると言って、アダルト雑誌・DVD(ビデオ)などの自動販売機を設置するケースがあります。一旦、契約すると簡単に解約できないことも。
- ◆契約する前に、次のことを確認してください。

□□ 契約時のチェック項目 □□

- ◎ 自動販売機で販売(収納)する品目
☐ 全て確認した ☐ 確認していない
- ◎ 契約の解除条項
☐ ある ☐ ない
- ◎ 家族への相談
☐ した ☐ していない



「県の許可をもらっている。」「青少年が買わないよう特別な対策をしている。」など業者の説明には注意してください

- アダルト雑誌・アダルトDVD(ビデオ)、大人のおもちゃなどの有害図書類等を自動販売機に収納することは岐阜県青少年健全育成条例で禁止されており、一切認められていません
- 年齢識別装置や監視カメラ、センサーなどを付けていても、有害図書類等を自動販売機に収納すると、岐阜県青少年健全育成条例違反です

有害図書類等「四(し)ない運動」

- ① 土地を貸さない・売らない
- ② 管理者にならない
- ③ 自販機を置かない・置かせない
- ④ 有害図書類等を買わない

(公社) 岐阜県青少年育成県民会議